

令和8年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

令和8年3月5日（木曜日）午前10時0分 開会

※開議宣告

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1 番 野 崎 良
2 番 在 永 恵
3 番 於 久 弘 治
4 番 毛 利 洋 子
5 番 中 尾 勉
6 番 井ノ口 憲 治
7 番 阿 部 輝 之
8 番 土 谷 信 也
9 番 成 重 博 文
10 番 松 本 博 彰
11 番 河 野 徳 久
12 番 安 東 正 洋
13 番 北 崎 安 行
14 番 河 野 正 春
15 番 菅 健 雄
16 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大 塚 栄 彦
総括主幹兼議事係長 水 田 健 二
総括主幹兼庶務係長 黒 田 祐 子
推 進 員 清 水 栄 二

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫
副 市 長 安 田 祐 一
市参事兼総務課長 飯 沼 憲 一
市参事兼企画情報課長 丸山野 幸 政
市参事兼社会福祉課長 田 染 定 利
市参事兼子育て支援課長 水 江 和 徳
市参事兼人権啓発・部落差別解消推進課長 後 藤 史 明

市参事兼農業振興課長 川 口 達 也
市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長

首 藤 賢 司
市参事兼建設課長 馬 場 政 年
財 政 課 長 伊 藤 昭 弘
地域活力創造課長 小 野 政 文
税 務 課 長 瀬 々 信 吉
市 民 課 長 田 中 良 久
保 険 年 金 課 長 佐々木 真 治
健 康 推 進 課 長 近 藤 直 樹
環 境 課 長 塩 崎 康 弘
商 工 観 光 課 長 井 上 重 信
都 市 建 築 課 長 近 藤 保 博
上 下 水 道 課 長 近 藤 毅
地域総務二課長兼水産・地域産業課長

奥 田 浩 中
会計管理者兼会計課長 山 田 英 彦
選挙管理委員会・監査委員事務局長

古 澤 英 彦
農業委員会事務局長 東 本 久
消防長 山 田 幸 茂

教育委員会

教 育 長 河 野 潔
市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長

植 田 克 己
文 化 財 室 長 河 野 典 之
学 校 教 育 課 長 上 家 誠 夫

総務課 課長補佐兼総務法規係長

矢 野 裕 治
主幹兼秘書係長 齋 藤 恭 子

○議長（阿部輝之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により、2番、在永 恵君の発言を許します。

2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 皆さん、おはようございます。質問に入りたいと思います。

1つ目でございます。不法投棄のごみについてであります。

ここ最近、不法投棄に対しての相談連絡がありまして、ちょっと1つ紹介させていただきます。

3月5日

その1つとしては、河川への不法投棄であります。河川へのウォーキングをよくされる方から連絡がありまして、以前からごみ袋に入ったごみがよく捨てられているなあと思っていたそうであります。その後、そのビニール袋の量がですね、相当、不法投棄されていることに気づき、私のほうにも連絡がきました。

その現場に行ってみるとですね、もう既に、高田署の刑事の方が、警察の方が数名いらっしゃって、ごみ袋の中の確認をするために、川のほうへ降りているようでありました。

しかし、その時に、身元の確認ができるものは発見されませんでした。その後にはですね、すぐに環境課の職員の方が来ていただいて、立会いをしていたんですが、河川なのでということで、土木事務所のほうへ連絡しますということでありました。

そう言っていたのですぐにですね、その後、当日だったと思うんですけども、すぐに破棄されたという話をお聞きしまして、対応の素早さに感謝を申し上げるとともに、連絡をいただいた方に、自治会長さんにもその経緯を連絡してくれませんかをお願いをいたしました。

その後、また不法投棄が行われているという連絡があって、現場に行ったんですが、実は、その現場近くにですね、防犯カメラを設置している方がいらしゃったので、たまたまその方が知り合いで相談したところ、じゃあ、河川に向けてもう一台追加しようかという話をさせていただきました。そういった件が1件あります。

また、もう1件がですね、農免道路の水路に、ワンカップとか、ジュース缶などがかなりの量捨てられているよという話が、その1週間か、2週間後ですかね、また違う地区の方から連絡がありまして、その後、連絡をいただいたのは自治会長で、役員の方々と一緒に全て処理をしたという話をお聞きしましたので、そういった話を踏まえて、次の質問に入りたいと思います。

1つ目が、不法投棄のごみが、河川、道路脇に散乱しているという市民の皆様からの声を聞きますが、市への通報はどのようなものがありますか。これが1つ目であります。

2つ目がですね、第2次豊後高田市環境基本計画2025から2029の基本施策1として、ごみゼロGメンを組織し、ごみゼロ推進重点区域のパトロールやら、啓発、清掃活動等を行います。また、不法投棄パト

ロールを実施しますとうたっていますが、ごみゼロGメンの組織はどのようなになっていますか。

3つ目、ごみゼロ推進重点区域のパトロール、啓発、清掃活動はどのように行われていますか。

また、不法投棄パトロールは実施されているのでしょうか。

4つ目、不法投棄される場所に対する注意喚起などの看板は、どのような条件や方法で設置されているのですか。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部輝之君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、議員ご質問の不法投棄ごみについてお答えいたします。

最初に、不法投棄に関しての相談についてですが、内容といたしましては、自らが所有している土地などに他人からごみを投棄された場合、それから、河川や道路などに不法投棄されている場合などのご相談を受けております。

相談や通報があった場合、現地の確認を行いまして、捨てられている物や場所によって、県や警察などの関係機関と連携をとって対応を行っており、必要があれば、不法投棄禁止看板を設置しております。

皆様ご存じのとおり、不法投棄は廃棄物処理法などで禁止されておりまして、違反者には厳しい罰則が適用される場合があります。また、ごみの回収には経済的な負担も伴います。こういった不法投棄を防ぐためには、不法投棄禁止看板を設置するなどの啓発を繰り返し、周知していくことが大事であるというふうに考えております。

次に、2番目と3番目は関連がございますので、併せてお答えいたします。

市で制定しておりますごみゼロぶんどかだ条例に基づきまして、ポイ捨て禁止等を重点的に取り組むべき区域として、昭和の町や中央公園を中心とした市街地一帯をごみゼロ推進重点区域に指定しております。ごみゼロGメンにつきましては、この重点区域内の住民の方々を中心に、現在17名の方がメンバーとして登録していただいております。

ごみゼロGメンの活動につきましては、重点区域内の自主的なパトロールのほか、月に1回、ゼロのつく日のいずれかに一斉パトロールとしまして、ユニフォームを着用してごみ拾い活動をしなが、ポイ捨て防止の啓発活動を行っております。

また、ごみゼロ推進重点区域につきましては、定期的にごみゼロクリーン大作戦を開催いたしまして、

市民の皆さんのご協力をいただきながら、清掃美化活動を行っております。

また、不法投棄パトロールについては、定期的なパトロールは行っておりませんが、職員が様々な物件で市内を回る際、併せて確認を行っておりまして、特に過去に相談があった場所などは、注意して確認を行っております。

次に、不法投棄禁止看板の設置についてお答えいたします。

看板を設置するには、当該地区の自治委員から、不法投棄禁止看板設置依頼書に不法投棄される理由や看板の設置場所を記入の上、提出をいただいております。設置看板のご希望があった場合は、一度自治委員にご相談をいただき、自治委員のほうから提出をお願いしているところでございます。依頼書が提出されましたら、現地確認を行った上で、職員が看板の設置を行っております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） はい、説明ありがとうございます。

再質問ではありません。

実は、こういう話がありましたんで、高田市内、どんな看板が上がっているのかなというふうに結構見て回りました。

所によってはですね、何か防犯カメラつきのやつとか、いろんなやつがあります。実は、この不法投棄って犯罪になるんですよ。その点をですね、みんなに広報していただいて、ごみゼロで、17名の方が組織されているということですので、市民の方に広報をよりよくしていただければなというふうに思っています。ありがとうございました。

続いて、2番目のオンライン移住相談についてであります。

人がよく言われます、住みたい田舎暮らしの本、宝島社ですね、総合、若者世代・単身者、子育て世代、シニア世代の部門で全て6年連続1位というすばらしい実績を持っておりますが、2月7日に行われたオンライン相談会について少し聞きたいと思えます。

1つ目、移住や就職、起業などの内容に合わせて担当の職員が質問に応じるとありますが、具体的にどういう問合せがあるのかを紹介願います。

2つ目、福岡、大阪、東京での移住相談が行われていますが、対面の相談とオンラインの相談での違

いはありますか。

2つ質問いたします。お願いいたします。

○議長（阿部輝之君） 地域活力創造課長、小野政文君。

○地域活力創造課長（小野政文君） オンライン移住相談会についてお答えをいたします。

まず、本市でオンラインを開始いたしましたのは、コロナ禍におきまして、全国規模の移住フェアが中止となりました令和2年からでございます。開始以来、2か月に1回程度、移住や就農、就労や起業など、相談者の希望に応じまして、週末を中心に開催をしております。

自宅におりながら、気軽に相談できるメリットがございまして、年齢層は20代から70代まで、家族構成につきましても、単身者や子育て世帯、ご夫婦など、幅広い層に参加をいただいております。

今年度の相談件数は24件で、内容といたしましては、新規就農や起業する際の支援等についてのほか、就労先にはどういった職種があるのか、また、空き家バンクやリフォーム補助制度の内容をはじめ、市営住宅や民間アパートの状況など、非常に多岐にわたっております。

次に、対面相談とオンライン相談の違いについてでございます。

福岡や大阪、東京での移住フェアに参加することによりまして、相談者の方とじかにお話ができるのは貴重な機会でございます。

福岡で行われる大分県主催の相談会は、事前予約制で、今年度は15件の相談を受けております。JOIN-FURUSATOが主催する大阪や東京会場では、都市部から多くの方に来ていただき、大阪では1回の参加で18件、東京では3回の参加で79件の対応を行ったところでございます。

このような全国規模の相談会は、本市の魅力を多くの方に知っていただく絶好の機会でありまして、個別オンライン以上のPR効果を見込んでおります。

今後とも、本市が誇る移住支援や子育て支援、教育のまちや新たな観光振興など、住みたい田舎・6年連続・全部門第1位の知名度をさらに広げ、移住の地として豊後高田市を選んでいただけるよう、積極的に参加してまいりたいと考えております。

○議長（阿部輝之君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） はい、ありがとうございます。

やはり待つだけではなくですね、いろんなところ

3月5日

でのアクションをこれからも推し進めていってください。よろしくお願いします。

続いて3問目であります。消防団の現状についてであります。

過疎地域などにおいて、新たに団員として参加する若年層が年々減少する一方、都市部を中心に地域社会の既存意識の希薄化が生じ、既存の地域組織活動になじみが薄い住民が増えていると思います。

団員の年齢構成は、かつて比較的に若年層が中心でしたが、ここ最近、30歳未満の団員の割合が減少している一方で、40代また50代の割合が増加していると思います。高齢化が進行しています。

以上を踏まえ、質問をいたします。

1つ目、各分団の人員の確保について、定員割れの地区の現状を示してください。

2つ目、人員不足による懸念はどのようなものが考えられますか。

3つ目、入団の要請、お願い、勧誘について、行政との協働で進めることはできませんか。

3つよろしくお願いします。

○議長（阿部輝之君） 消防長、山田幸茂君。

○消防長（山田幸茂君） 消防団の現状についてのご質問にお答えいたします。

まず、消防団各分団の定員割れの地区の現状についてでございますが、豊後高田市消防団の定数は633人で、令和7年4月1日時点の消防団員数は578人、充足率は91.3%となっております。

また、消防団第1中隊（高田地区、玉津地区、河内・田染地区）の3個分団については、定数を満たしており、定数を満たしていない分団は、まず、消防団第2中隊（都甲地区、草地・呉崎地区）の2個分団で、充足率は91.9%、次に、消防団第3中隊（真玉地区）の3個分団で、充足率は81.7%、続いて、消防団第4中隊（香々地地区）の3個分団で、充足率は91.9%と、11分団中8分団で定数に満たない状況となっております。

全国的に消防団員数の減少が課題となっている中、本市におきましても、同様に人口減少や就業形態の多様化、特に、市の周辺部の地域では、高齢化の進展や若年層の減少等により、消防団員を確保することが困難な状況になりつつあります。

消防団員は、地域に根差した地域消防力の要であり、火災対応はもとより、風水害時の警戒活動や避難誘導など、消防団員の活動は多岐にわたり極めて重要な役割を担っております。

その消防団員の不足が進めば、消防団員1人当たりの負担も大きくなり、さらには、地域消防力の低下を招くことが懸念されます。また、大規模災害時には消防職員が不足いたします。

そのため、地域に根差した消防団の存在が不可欠な補完戦力となります。地域の安全・安心を守るためにも、消防団員の減少は大変憂慮すべき事態と認識しているところでございます。

そのような中で、現在、消防団の定数に満たない分団に対しては、市からの依頼に基づき、分団長を中心として、地域とつながりのある消防団員の皆様に、消防団への加入促進を行っていただいているところでございます。

また、退職した消防団員の補充については、消防団員に不足が生じないよう、新たに地域内に居住する方を推薦していただき、消防団員の減少の解消に努めているところでございます。

市といたしましては、少子高齢化、人口減少社会の進展により、地域の担い手が減少する中で、消防団員の確保対策等の課題に対して、消防団幹部会議等の中で、消防団への加入促進の方法や、消防団活動の負担軽減策、消防団員が活動しやすい環境づくり等を調査研究し、消防団と協力しながら、諸課題の解決に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） はい、ありがとうございます。

何でこんな質問したかというところでですね、3番の分なんですが、なかなかあれは、地域の方が、次の人に替わってくれないかと言っても、なかなか跡継ぎがいけないという状況の中で、行政、先ほど、ちょっと説明があったんですが、何らかの形でタイアップしながら、次世代の人たちを育成できないかということの問合せがありましたんで、今回、こういう質問させていただきました。

また、先ほど、幹部会議とかで、いろんな形でないかと言われましたが、なるべくそういうふうに円滑に次世代が受ける形の部分をまた模索していただければなあと思います。

では、次の4番に移ります。小規模小中学校の統廃合についてであります。

せんだって、新聞報道等で、宇佐市の教育委員会は、小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を固め、早ければ2027年度から統廃合を進める予

定と報道されました。

そこで、1つ目を聞きます。

本市における小中学校の適正規模・適正配置はどのようになっていますか。

また、小規模小中学校の統廃合について議論はなされているのでしょうか。

2つ目、今後、統廃合の対象となる小中学校がある場合、どのように審査、審議が行われるのでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長（阿部輝之君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） それでは、私のほうから在永議員の小規模小中学校の統廃合のうち、適正規模・適正配置に関するご質問にお答えいたします。

まず、本市における適正規模・適正配置につきましては、平成23年に豊後高田市総合教育計画審議会から答申をいただいております。

その答申の中では、本市の学校及び学級の適正規模は、小学校では1学級10人から15人、中学校では15人から20人による学級編制が最低限確保されることが望ましい。なお、学級数につきましては、各学年2から3学級が望ましいと考えるが、地理的に児童生徒数が非常に少ない状況などもあり、まずは、学級規模を優先し、1学級、単学級が生じることはやむを得ないとされているところであります。

そのため、本市でも通学区域の弾力的な運用や、各学校での特色ある学校づくりを行うとともに、豊後高田市の最重点課題として取り組んでおります無償住宅団地の整備などの移住定住施策の効果、ゼロ歳児から高校生までの保育料、授業料、給食費、医療費の完全無料化などの全国トップレベルの子育て支援策の充実などに努めておるし、現在、真玉小学校や田染小学校では、児童数が増加しており、その他の学校においても、その効果が出ておるところであります。現状では、学級数等は維持できている状況であります。

そして、文部科学省でも、たとえ小規模校であったとしても、効果を出している自治体については、魅力ある学校づくりを進めてほしいとされているところでもあります。

また、現在、小中学校は地域のコミュニティーや避難所として防災拠点にもなっているところであります。そういう意味では、地域づくりに大きな役割を担っていると考えております。

答申においても、学校の統廃合は、効率性だけで

判断するのではなく、子どもたちにとってどうあるべきなのか、保護者や地域の思いというものも十分に加味する必要があるとされています。

そして、より充実した教育や新たな指導がなされる結果として、子どもたちはもちろん、地域にとって新たな夢や希望を生み出すための施策こそが、今必要だと考えています。

現在、全国的に少子高齢化や人口減少が問題となっていますけれども、統廃合を行うことは、廃止となる学校の教職員定数がまず減りますし、そして、他の地域に異動になりますし、教職員及びその家族の転出などにより、さらに人口減少に拍車がかかる、そういう状況が生まれているのが現状でもあります。

そうならないためにも、これまで、今回もそうですが、佐々木市長は多くの提案をしているところでもあります。真玉地域における無償住宅団地をはじめとする移住定住施策、子育て支援施策を充実することにより、人口減少に歯止めをかける施策を推進しておるところでもありますし、今年の4月、新入学生、小学校で175名であります。中学校で新中学生が177名と、全国的に少子化が進む中で、ほぼ小学校の入学生、それから、中学校の入学生もほぼ175名を上回っているという状況にもあります。

そのようなことから、議員ご質問の小規模小中学校の統廃合につきましては、現在議論は行っておりません。

今後も引き続き、皆さんとともに、移住定住施策の推進、子育て支援策の充実、そういう中で、私どもも、それぞれの学校が個別最適化学習をはじめとして、特色ある、魅力ある学校づくりにしっかりと努め、全国から魅力ある学校として選択されるように、これからも推進してまいりたいと考えているところであります。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（阿部輝之君） 教育総務課長、植田克己君。

○市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、私からは、今後統廃合の対象となる小中学校がある場合、どのように審査、審議が行われるのかについてのご質問にお答えします。

先ほど、教育長がご答弁申し上げましたように、現状では、統廃合に関する議論は行われておりませんので、過去の例を用いてご説明をさせていただきます。

まず、小中学校の適正規模・適正配置については、学識経験者や一般の方など、多様なメンバーで構成される豊後高田市総合教育計画審議会に対し諮問を行い、審議会でご議論いただき、出された答申が基本となります。

前回は、平成23年に答申をいただいておりますが、一定期間経過していることや、移住定住施策の推進、子育て支援策の充実等による児童生徒数の増など、学校を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、仮に議員ご質問のように統廃合を議論しなければならない場合においては、改めて審議会へ諮問し、適正規模・適正配置はどうあるべきかをご議論いただき、答申として取りまとめていただきます。

その答申内容を基本に、市内部でも検討する必要がありますし、教育委員会においても、教育委員の皆さんからご意見をいただきながら、基本的な方針を決定していくこととなります。

その基本方針に基づき、市議会においても条例改正の議決をいただく必要もございますし、保護者や地域での説明会などの開催を通じて、理解を得ながら進めていく方向になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） ご説明ありがとうございます。

ちょっと、2番のところで再質問させていただきます。

私は、別に統廃合を推進しているわけじゃございませんので、初めに断っておきます。

近隣市を含め、県内外市町村でも統廃合が進んでいる状況がある中で、保護者からも、豊後高田市はどうなるんだろうかという心配の声を聞いています。

先ほどの答弁で、適正規模・適正配置の基本や現在、統廃合が議論されていないということは分かりました。もう少し具体的に聞きたいのですが、現在の小規模校が適正規模や適正配置等の基準をクリアできていない場合に、議論が行われるのでしょうか。

また、どのような状況になった場合を想定しているのかをお聞かせください。

○議長（阿部輝之君） 教育総務課長、植田克己君。

○市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、在永議員の再質問にお答えします。

先ほど、教育長がご答弁申し上げましたように、やはり、基本となるのは、審議会での答申で出されている1学年、単学級というものが基本でございます。これにつきましては、短期的なものではなく、やはり、今後の人口動態等を見ながら、中長期的に見ていく必要があるのではないかと考えております。また、新入学児童数の動向のほかにも、施設の老朽化などの問題もございます。

しかしながら、先ほど、答申でも出されていますように、そういった効率性だけで判断するのではなくて、子どもたちにとってどうあるべきか、保護者や地域の思いというものも十分に加味する必要があるんじゃないかというふうに考えております。そういったことを総合的に検討した結果として判断されるものだと思っております。

しかし、現状ではそうならないために、移住定住施策や子育て支援策など、あらゆる施策を推進しているところでありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 2番、在永 恵君。

○2番（在永 恵君） ご説明ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○議長（阿部輝之君） 一般質問を続けます。

16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭です。

私は市民の皆さんから寄せられました声を取り上げまして、今回は、8項目13点の質問をいたします。発言時間の制限が1時間ありますので、大方やるんではないかと思っているんですけども、質問の趣旨に答えてですね、市民が聞いても、その分が市民の分かる言葉でですね、その分を簡潔明瞭に答えてもらいたいと思います。ご協力をお願いいたします。議長にもお願いしちょきます。

それではですね、私も簡潔に質問したいと思うんですが、最初は、物価高から暮らしや営業を守る問題です。

これは、私は、前回の市議会議員選挙で、暮らしを守るということを公約の一に掲げまして、それ以来、毎回の議会でこの問題を取り上げてきました。そのこともありましてね、昨日の議案質疑で議論しましたように、補正予算でもね、やっぱり暮らしを守る、事業者の営業を守るという、いろんな補正予

算が提案されてきてね、今後実行できることは評価をいたします。

その他ですね、住みたい田舎日本一が毎年続いているように、佐々木市長になりましたらね、やっぱり市長、佐々木氏カラーを出して、市民の暮らしを守る、営業を守るということを努力している点も評価をいたします。

それでもですね、ここから質問なんです。それでも、やはり物価がどんどん上がる、賃金が追いつかない。あるいは物価がどんどん上がるために、年金も若干上がりますけれども、それでも追いつかない。だから、市は独自で支援策を取っているけれども、市民の生活も、営業も厳しい状況が続いています。

だからですね、前の市長からは佐々木市長に代わったら、ため込み金も全部使ってしまうんじゃないかと、いろいろとデマが流されましたけどね、もうそんなこともないということも分っていますし、今度の議会の最終日には、財政問題について、財政課長の講師による学習があるんですけどね、高田の場合は市民が心配する以上に財政力もあるわけです。

よって、質問はですね、こういう物価高が続く中で、暮らしも営業も厳しいので、さらにですね、今すぐじゃなくていいですからね、やっぱり市長も3期目に当選をして、今1年目、来年は2年目に入りますんでね、来年度はね、何とか市民の声にこたえて、さらに、新たな支援策を取れないかという市長に対する、これもう、市長の今後さらに頑張ってもらいたいということで、市長の答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（阿部輝之君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） 物価高対策についてお答えいたします。

本市では、物価高対策を鋭意検討いたしまして、幅広い独自の支援策を考案いたしました。そして、その支援を市民の皆様へ少しでも早くお届けしようということで、令和7年度の補正予算に計上し、本定例会にご提案させていただいたところでございます。

新年度におきましても、国や県の動向も踏まえまして、必要な物価高対策を引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 財政課長から引き続き検討

していくと答弁がありますんでね、ぜひ市長、また佐々木カラーを出して頑張っていただきたいと思います。

次は、市長の政治姿勢に係る問題で、4点質問をしたいんです。

先般の総選挙はですね、やっぱり史上初の女性首相と——高市首相に対する旋風が吹き荒れたと思うんですね。それで、マスコミの情勢判断の予想、あるいは、国民の予想をはるかに超えてですね、自民党が圧勝すると。私も選挙に非常に関心があるんですけど、こんなことは初めてですよ。比例代表選挙で候補者を自民党が立てておったけどね、立てた以上に比例代表で票が出たんですよ。本当なら、もう12人増えとることになったんですね。そういう選挙初めてなんですよ。いわゆる大勝しましたわね。

何を言いたいかってたらね、そのためにですね、今後が心配なんです。高市政権は、高市首相自身が安倍元首相の親分子分と言われるような関係でしょ。だから、安倍政権が目指しておった憲法の9条の改憲ですね、これは何が何でもやると。あるいは、軍事費についても、アメリカ言いなりでですね、前の政権が計画したものを2年間も前倒しをして増額するとかいうことで、今後、やっぱり戦争する国づくりが進むんじゃないかと、多くの皆さんからですね、日本は、これからどうなってしまうかと、高市さんが怖いなあと。戦争でも進んでするんじゃないかという不安の声も多く寄せられているんです。それでですね、絶対私は戦争する国づくりを進めてはならないと思うんです。

質問要旨に書いているのは、強権政治を許さず、平和、人権、暮らしを守るために、地方から声を上げることが求められているんじゃないかと。選挙では自民党が大勝したけれどもですね、市民の声で政治を動かすように変えてもらいたいんだと。そのために、市長が——佐々木市長ならできるんじゃないかと、政治力を発揮して地方の声を上げてもらいたいということで4点質問いたします。

1つはですね、高市政権による今の開かれている国会で議論になっているのは、9兆円に及ぶ軍事費ですね。それからですね、この大分県でも、大分市の敷戸に、長距離ミサイルを保管をする大型の弾薬庫の建設がごり押しされています。これ大分だけじゃない、全国、熊本市のど真ん中にも造る、全国にこの敵の基地を攻撃する長距離ミサイルの基地が建設されているんですね。そういうことがやられており

3月5日

ますが、何とかして戦争を食い止めていただくためにですね、市長は、アメリカ言いなりの敵基地攻撃能力の保有や膨大な軍事費の増加を阻止をします。そのために、アメリカ言いなりになるなということで働きかけてもらいたいと思います。どうでしょうか。

2つ目はですね、上場企業が、今、史上最大の利益を上げ続けておりまして、一方では、株価も上昇し続けておりますが、実際に働いている人たちの賃金に回っておりません。

大きなため込み金を上げているのは、財界と大企業だけです。富の一極集中が進んでいると思います。

なのにですね、高市政権はどうかと。私も国会論戦よく聞くんですけどもね、あの石破政権でさえ、最低賃金時給1,500円を掲げて、やるんだ、やるんだと言ってましたね。今度、高市政権に変わったら、1,500円という言葉を使ったことがないんですよ。最低賃金1,500円という言葉、それを目指すということも捨ててしまいました。おかしいと思いませんか。

それでですね、佐々木市長、私どもは、中小企業で働いている皆さんに、ただ賃金を上げろ、上げろと言ったら、中小企業の事業者も大変ですからね、一方的な賃上げを主張しているんじゃないんですよ。

大企業がもうけてため込んだ金が500兆円を超えるんですよ。これに対しても課税をしようと、その課税で新たに出た収益を中小業者に回して、大企業がため込んでいる、ため込んで、ため込んでいる金、これを減らしてですね、大企業の働いている賃上げも進めるべきですけども、同時に、その分を中小業者に回してですね、中小企業で働いている皆さんの賃上げもやれということを私どもは提案して、その実現を目指しているんですが、市長も何とかですね、最低1,500円を、最低賃金1,500円を必ず早くやれという働きかけをしてもらいたいと思うが、どうでしょうか。

4つ目はですね——1つが飛びましたね、申し訳ない。今が2つ目、3つ目の問題で、4項目の中の1に帰ります。もとい。

1は簡単ですね。憲法9条の改正や、今、非核3原則の見直しをやろうとしているんですけども、これを見直させちゃいかんという働きかけをしてもらいたいというのが1番目ですね。

今3番まで行きましたけど、4番目についてはですね、これは、高田市民にとっても直接関係ある問題なんですよ。それは、高額医療の問題なんですよ。

れども、昨年度の予算審議で大問題になりまして、日本中から反対の声が上がりました。私どもも反対の声を上げてきましたが、そのためにとうとう当初の予定は凍結をされたんですね。

どういうことかと言いますと、高額医療制度で、いわゆる、ここまで医療費が上がった場合は、それ以上の分は個人負担がなかったんですよ。今度、個人負担が増えることになったんですね。反対運動が起こったために凍結しとるんですけども、今回は、新年度予算に対して、2年間によってですね、またこれを上げようということが強行されようとしているんです。高市政権、これをやるとしていますんでね。何とかこの自己負担の上限引上げを阻止をする、その働きかけをしてもらいたいということですが、佐々木市長の政治力を発揮してもらっても、できるかできんかは、そりゃ国が決めることですけどね、ぜひ、地方の声を上げてもらいたいと思うがどうでしょうか。

○議長（阿部輝之君） 総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 大石議員の質問ありました政治姿勢につきまして、1点目と2点目について併せてお答えをいたします。

市長と答弁を打合せして、その上で答弁をさせていただきますと思います。

日本国憲法は、制定され80年がたとうとしております。憲法制定時から日本を取り巻く情勢は大きく変化して、これまでの間、自衛権の問題、緊急事態の対応など様々な議論がなされていることは承知しているところでございます。憲法改正については、あくまでも国政の場において、慎重かつ冷静に議論を尽くしていただくべきことというふうに考えております。

次に、通告でございました非核三原則につきましては、本市では非核平和都市宣言を行っておりまして、平和に対する意思を表示しているところでございます。また、本市は核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を求めることを目的とした平和首長会議に加盟しております。非核平和の対応につきましては、引き続き全国の加盟都市と連帯してまいりたいと考えております。

次に防衛関係につきましても、国防に関することでございますので、これにつきましても国政の場で議論していただくべきものというふうに考えております。

以上であります。

○議長（阿部輝之君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 政治姿勢についてのうち、中小事業者の支援についてのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、最低賃金の引上げは、昨今の物価高において、労働者の所得増、生活改善による消費活性化や企業の人手不足解消に寄与するものと考えております。

しかし、その一方で経営基盤の弱い中小事業者のコスト増による経営圧迫などが懸念をされます。そのため、全国市長会など地方6団体からも、昨年12月に、国に対しまして、持続的な賃上げの実現に向け、中小企業の生産性向上や、適切な価格転嫁の定着化に向けた対策の強化と、中小企業が今般の最低賃金の大幅な賃上げに対応できるよう、国の責任において十分な支援措置を講じることについて要望しているところでございます。

今後引き続き、市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 政治姿勢についてのうち、高額療養費についてのご質問にお答えします。

ご案内のとおり、高額療養費制度の見直しにつきましては、世代間・世代内で負担の公平を図り、年齢ではなく、負担能力に応じた負担を求める観点から、国の社会保障審議会の専門委員会において議論が行われ、昨年末に閣議決定されました令和8年度予算政府案の中で、この見直しについての具体策が示されております。

見直しの内容につきましては、月額自己負担上限額を引き上げる一方で、高額療養費制度のセーフティーネット機能を維持する観点から、長期に継続して治療を受けられる方への配慮として、多数回該当の金額の据置きや年間上限額の導入に加え、低所得者への配慮として、住民税非課税ラインを上回る年収層である、年収200万円未満の方の多数回該当の金額の引き下げ、さらに、住民税非課税区分の方には、外来年間上限を設定し、年間の最大自己負担額を現在よりも増加させないなど、長期療養者や低所得者への影響を抑制する方向で調整された見直し案となっております。

本市といたしましても、高額療養費制度は、被保

険者の負担軽減を図るセーフティーネットとして重要な役割を担っていると考えておりますが、一方で、高齢化や医療の高度化などにより、医療費は年々増加しており、結果として現役世代を中心に負担が増加していることも、全国的な課題であると認識しております。

この高額療養費制度の見直しにつきましては、今後、国政の場において十分議論されていくものと考えておりますので、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 私は4点質問しましてね、非常に国政問題が大事な問題なんです。市長自身から答弁がありませんでしたけど、今の聞いてましたらね、国で決めることは、もう分かるとるんですよ。

時間がないからね、さっきの保険年金課長の答弁でね、いろいろ説明しま——弁明説明なんですけどね。そういう立場では、国の政治は変わらないんですよ。その1点だけ再質問します。

課長ね、もうあなたは3月末で辞めるというから、もう質問するつもりはなかったんですけどね。全部弁明なんです、高市政権弁明論で今のはね。1つだけ聞きますよ。表向きに出ているのがね、高市首相が言っているのは、現役世代の負担を軽減するためには、この患者負担を増やしてもらえないんだという論なんです。しかし、凍結をしているけれども、今度、凍結を解こうとしているんですよ。その解いた内容ですよ、それは、解いて、患者負担を引き上げたために、一般の働く人たちの保険料が本当に下がるのかと、現役世代下げると言うけれどもね、月に116円しか下がらないんですよ。これ、嘘なら嘘と言ってくださいよ。

それからね、そのためにですね、今患者、私なんかは元気でね、入院するような病気はあまりしてないからいいんですけどね、本当にやっぱりね、難患者についてはですね、月収20万円の方だったらね、今度のこの改悪、これやられたらですね、1万2,000円1か月の医療費が上がるんですよ。大変なことでしょ。だからもう患者団体が上げて反対してきて凍結したんだけど、また凍結解いて、高市政権は数の力でガタガタ言うな、やるちゃうわけだね、だから、高市政権は怖いと言ってるんですよ。だから、地方からもっと声を上げよと言うんだけどね、私のこの今言ったことが、嘘なら嘘と言ってくださいよ。

3月5日

こういう問題だからね、国の政治に対して物を言ってもらいたいというのが私の質問なんですけど、物を言えないんですか。

○議長（阿部輝之君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 再質問にお答えします。

先ほどもご答弁いたしましたけども、今回の高額療養費制度の見直しにつきましては、国において議論して見直しを行ったものでございますけども、当初の案に比べまして、長期療養者や低所得者への影響を抑制する方向で調整された見直し案となっております。

高額療養費制度は、被保険者の負担軽減を図るセーフティーネットとして、重要な役割を担っている国の制度でありまして、今後も将来にわたって維持していかなければならないと考えておりますことから、現時点での国への働きかけを考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） もうこれ以上、論議しませんけどね、今の答弁は全部、政府言いなりなんですよ。まだ決定したわけやないんですけど、凍結されてるんですよ。決定されよという内容は、先ほど言ったことなんですよ。そういう答弁がないでしょ。嘘なら嘘と言えと、言えないでしょ。そういう、豊後高田市民にとってどういうことになるかという観点で物を言わんと駄目なんですよ。

時間がないから、後の問題、今、全部で5項目の質問で、これだけ時間がかかりましたんでね。あとですね、質問の趣旨が分かるように、そこだけ質問しますからね、その分だけ答えてください。全部質問されるようにしてくださいよ。大事な点ですからね、全て。

3番目はね、新たな子育て支援の問題なんです。

佐々木市長が、全国トップレベルの子育て支援を実施をしていることは、それは私が一番知ってますよ。評価してます。それでもね、それでもですよ、あるいは、また新年度も新しいことをやろうということも知っています。そういう点は評価しているんです。

それでもね、子育てには財政負担が大変なんです。出生率を見ましたらね、全国が、だあと10年間減り続けている。豊後高田もちょっと増えたんじゃない

いかと言うけど、いや豊後高田も減り続けているんだということなんですけどね。

それで、誰もが安心して子どもが生まれてるようにするためには、さらにですね、新たな子育て支援策が必要だと思うんです。今回、ようやく国がですね、小学生に限っては、給食代の無料化を打ち出したんですよ。だから、豊後高田の収入が、これで5,891万円増えるんですよ。だからその分が、今までは豊後高田の給食の無料化は、ふるさと納税分を充てておったんですけどね。今度は、国から5,891万円もらえることになるんだから、何とか新たなね、支援策ができるんじゃないかと、今、何々をするという答弁がなくてもいいからね。やっぱりこれも利用して、さらなる全国トップレベルを進めるために、新たな支援策を取るんですよと、その検討をするということは市長言えませんか。それだけでいいです。検討するかしないだけでいいです。

○議長（阿部輝之君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○市参事兼子育て支援課長（水江和徳君） それでは、子育て支援についてのご質問にお答えします。

ただいまご案内のとおり、本市におきましては、全国トップレベルの子育て支援策を実施しております。新年度からは、新たな事業として、放課後児童クラブと放課後等デイサービスの無料化や、大学等就学支援金の支給などを予定しているところであります。

そのため、現在のところ、現時点では、さらなる支援策は考えておりませんが、限りのある財源の中、有効な子育て支援策について、今後も調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） それではね、市長いいですか。新しい私が提言をいたします。

私も勉強足らずでやっと分かったんですけども、県政のほうで、新たな子育て支援対策ですね、妊婦対策の補助金制度があることが分かりました。2分の1や4分の3の補助金制度です。これを使えばね、やっぱり、もう一人子どもを産もうかと。4人目だったら200万円、市は独自で出すんですけど、産むための費用ね、いわゆる妊娠でしょう、それから、出産、産後ケア、乳児保健、あるいは不妊治療などに対しても助成制度があるんですよ。

例えば、豊後高田で言うならば、豊後高田には産

科がないでしょ。だから、市外の病院で診察する、治療をしなければならないでしょ。それなら交通費がかかるから、そういう交通費なども含めて、県の助成事業ができるんですよ。そうすれば、市の一般財源が少なくてもいいからですね。それぐらいやらないと言うなら、豊後高田に産科を誘致する運動を進めるべきだと思うんですけどね。例えばの話ですよ。

私、これまでも述べておりますが、私がこれまで述べてきたのは、高校生の教科書の助成ですね。今回の国が目指している無償化分というのは、教科書の無償までいってるんですかね、私が勉強足らずですかね。教科書の無償とか、修学旅行——小中学校、高校の修学旅行の一定部分の助成とかですね、負担軽減をするとかいうのをね、今後そういうように新たなことを市長がやっていき、やっぱり日本一の子育てレベルの事業をやっていくんだということを検討するということを言えませんか。

宇佐市は脱落しましてね、宇佐は取りやめました。いわゆる田舎暮らしのベスト10から外れるんです。参加しないになったんですよ。豊後高田は参加してもらってね、今、日本一ですから、日本一続けてもらいたいと思うんですけど、市長どうでしょう。

○議長（阿部輝之君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○市参事兼子育て支援課長（水江和徳君） それでは、再質問にお答えします。

今、議員ほうから提案がありました妊産婦の関係等ですね、産後ケア事業、妊産婦医療事業等を実施しております。

子育て支援課の事業につきましては、有利な、今、申されました補助事業を中心に取り組んでおります。また新しい事業がございましたら、研究してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 答えになってないんですよ。私はね、何をしてるかと聞いてるんじゃないんですよ。私の勉強不足だと認めたんですよ。わざわざ認めてあげたんですよ、私もね。そういうことをやれば——いやいいですか、だから、絞りますよ、今言った、理解しておらんから、私が言ってるのはね、豊後高田に産科がないでしょ。そのため市外の病院で、やっぱ妊婦、あるいは出産についてもね、あるいは今後のケアについても、市外の病院ま

で行かなきゃいかんでしょ。それに対する補助金制度、県外まで行くための補助金制度をつくっているところ県内ではあります。

そういうことをね、私は市長が新たな施策として、子育て支援で新たな施策の中で検討したらどうかという質問なんで、できるかできんか聞いてるんじゃないんです。そういう問題。あるいは高校の教科書の問題とかね、小中学から高校までの修学旅行の助成とかね、いわゆる保護者の負担を軽くする、そういうことを今後、今すぐ答弁を、何々やるという答弁を聞いてるじゃないんですよ。そういう形でね、1番目の項目は、財政課長が今後検討すると答えましたわね。同じように子育て問題についてもね、これだけ1,000万円近く金を浮くことになったんだから、それも使ってますね、新たな施策をやる、検討するということと言えないんですか。

○議長（阿部輝之君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○市参事兼子育て支援課長（水江和徳君） それでは、お答えをいたします。

今、例で挙げていただきました妊婦への交通費の助成等ですね、あるのは存じております。ただし、補助の条件等ございますので、前々から検討はしているところでありまして、新たな施策につきましても、今後、研究・調査してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 市長、そう難しい質問してないでしょ。新たな財源がね、国の制度によってですね、給食、小学校だけ、今年は小学校だけで、また来年から変わりますけどね、それで約1,000万円金が浮くわけだから、それを使って新たな事業をやれないかという質問なんですよ。それに検討も言えないんですかねえ。

じゃあ、次、4項目め。あと28分になりましたけど、最後まで行きたいんで、ご協力お願いします。

4項目めはですね、高齢者に対する補聴器の購入助成事業についてです。

これも何度も議論をした結果、これは、佐々木市長が大分県18市町村で初、豊後高田では、昨年10月から補助事業が実施できました。これは評価しております。まだ全国で、1つの県で1か所もしてないところがあと3県残ってますけどね。大分県では豊後高田のおかげで、ゼロ県ではなくなりました。

3月5日

今後引き続いて、各所で今検討がされております。

よってですね、ここで質問したいのはね、実施から5か月たってみても、今、補助金を支給できる方は2件しかないんですよ。予算は半年間で25件分組んでましたね。当初予算で50件組んでるんですよ。半年間で2件しかなかったんですよ。これ1年間で計算したら、どういうことになるかとね。これは、私もやれやれとやってきたけど、皆さんからどう言われるかっていったらね、対象が問題なんだとね。非課税世帯だけだからと言うんで、これが引っかかる。

もう一個っちは、金額が55万円もかかるんですよ。私の知り合いが、この前購入しまして、55万円かかるんですね。55万円かかってもね、2万円ではもうどうしようもないでしょ。

それでね、東京を調べてみました。東京都はですね、上限15万9,000円、15万9,000円まで市町村区がやればですね、その半額を補助するというのが東京都のことで、東京都が一番進んでるようですね。せめてね、豊後高田では見直しをしてもらいたいですよ、5万円できないんですか。国東が今度ですね、豊後高田に次いで2番手にやるんです。4月から始まりますが、これ、国東で5万円なんですよ。せめて、国東ほどはやってもらいたい。いや、それよりやると言えばまたいいけど。せめて市長、5万円に引き上げることはできませんか。所得制限も撤廃すると。

そうすればね、たったの2件じゃなくて、まだまだ予算いっぱいですね、利用者が出ると思うんですよ。ぜひ、見直しをしてもらいたいと思いますが、市長の見解を求めます。

○議長（阿部輝之君） 社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、高齢者補聴器購入費補助事業費の補助金額及び対象要件の拡大についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本事業につきましては、本市の様々な高齢者支援策の新たな取組の一つとして、昨年10月より県内他市に先駆け実施したものでございまして、まだ制度開始から5か月ほどでございます。

私どもといたしましては、これまでの実績数も少ない状況であることから、まずは、十分な制度の周知が重要であると考えており、市報やケーブルテレビなどの広報に加え、販売店などにもご協力をいただく中で、制度の周知に努めているところでござい

ます。

議員ご質問のとおり、県内他市においても同様の制度の導入の動きもあるようでございますが、本市といたしましては、一人でも多くの方に本制度をご利用いただけるよう、現行制度にて事業の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 市長、時間がないので後に行きますけど、ぜひですね、市長、考えてください。

せっかく、大分県豊後高田市が初の事業を開始したけれどもね、2番手の国東に負けました。半分以上ですよ。何とかせめて5万円になるように、それから、所得者制限を撤廃するようにですね、誰でも利用できるように変えてもらいたい。強く要望しちゃいます。

次は、3番目の市民乗合タクシーなどの運行拡充問題についてであります。

2点質問なんですけれども、1つは町なかの、いわゆる大型店や病院など、図書館など一周できるタクシー、非常に人気高いんです。

それですね、利用者から乗り降りの段が高いために、ちょっと危ないと、転んだらけがして大ごとになるということで、何とかならないかという要望があります。これに対して、この対策を何とか講じられないか。

それから2つ目はね、市民乗合タクシーは、それぞれ終点が商工会議所になっていますわね。これをですね、商工会議所じゃなくて、図書館を利用する人、まちなか乗合タクシーは図書館に停留所があるけ、これはできないかと運転手に言ったら、もう市役所でやるけんとなってるわけね。

私はこれ、よその例もずっと調べて研究しましてね、これ私の案ですよ、ここで初めての発表なんですけど。永松市長時代ではですよ、これ永松市長評価できる点なんですよ。市民乗合タクシーが、例えば、香々地の夷谷から国道までは200円ですね。バスに乗ったらあの当時、820円だったかね、820円のバスだったんだけど、これを70歳以上は200円で高田まで来れるという制度ができました。

ある方がね、田染の方から私に電話があって、おかしいんじゃないかと、田染の人がほんな香々地まで行って、うちの家内が、香々地の病院に入っているけど、見舞いに行っても、200円プラス820円ちお

かしいじゃないかということで、議会で取り上げましたらね、永松市長は即応えてくれてましてね、どちらもできたんですよ。

今度ね、私の今からの提案なんです。

都甲から来る、あるいは田染から来る市民乗合タクシーも、今のまちなか乗合タクシーと同じように一周すればね、図書館も病院も大型店も回れるんじゃないかと、そう経費の委託料ちゅうのはそう変わるんでもできるんじゃないですか。そういうふうにやってもらえば、片づく問題じゃないかと思います。

町なかを通る時は、一般の方も利用できるようにすれば、経費をそう必要としなくて便利がよくなるんじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（阿部輝之君） 地域活力創造課長、小野政文君。

○地域活力創造課長（小野政文君） 市民乗合タクシー等の運行の拡充についてお答えをいたします。

まず、まちなか乗合タクシーの乗降時の段差解消の対策についてでございますが、使用している車両は、今現在、運行受託事業者が所有するジャンボタクシーでございます。この車両は、平成15年12月の登録で段差解消のステップ等が装備されておりません。利用者の安全対策につきましては、引き続き、事業者と協議してまいりたいと考えておりますが、現状での乗り降りの際は、備え付けの手すりのご使用や、必要に応じて乗務員さんからのお声かけなどで、注意を促してまいりたいというふうに考えております。

次に、市民乗合タクシーの市立図書館前の停留所の新設についてでございますが、最寄りの市役所前から図書館まで300メートルほどの距離であるため、現在のところ設置しておりませんが、ルートの可能な路線につきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

次に、路線の延長についてでございますが、田染、都甲、草地方面から大型店舗に行く際は、市民乗合タクシーの終点になっております商工会議所前で、まちなか乗合タクシーに乗り継いでいただく必要がございます。

市民乗合タクシーは、各路線をそれぞれ1台専属の乗務員さんが終日勤務をしていることから、路線の延長につきましては、労働時間への課題に加え、民間路線バスとの乗り継ぎ時刻の調整が生じてまいります。

また、1便当たりの運行時間が長くなりますと、

1路線の1日当たりの便数への影響も想定されるため、なかなか難しい現状でございます。利便性の向上につきましては、引き続き、研究してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） これも時間がないのでね、もう再質問しませんが、私が提言したこの問題ね、十分検討してもらいたいと思うんですよ。半年に1回いろいろ検討されとるようですのでね、検討を強く、市長、求めておきます。

それからね、あと三点、必ず答弁を求めたいんでね、協力してくださいよ。

1点目は、自宅から投票所に行くのに困難な方に対して、困難な高齢者とか障がい者に対する対策についてね、何か考えていないかと言いません。どういう対策があるかないかでいいです。

○議長（阿部輝之君） 選挙管理委員会事務局長、古澤英彦君。

○選挙管理委員会・監査委員事務局長（古澤英彦君）

自宅から投票所までの移動に困難な高齢者や障がい者などへの対策についてお答えします。

本市では、歩行困難、外出困難な方へは、郵便による不在者投票の制度を用いております。

介護や支援の必要な方につきましては、介護保険の要介護・要支援の認定を受けていれば、外出支援を受けられる場合や、障害者手帳の交付を受けていれば、移動支援事業を利用し、移動支援が受けられる場合があるようでございます。

また、歩行や外出するのに支障がなく、要介護・要支援の認定を受けられていない高齢者の方へは、本市には市民乗合タクシー、まちなか乗合タクシーもございますので、移動の際の選択肢の一つとして利用を考えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 再質問をします。

私の調査では、国東市と佐伯市では無料タクシーを提供していますね。そういうところもあります。

豊後高田においてもね、やっぱり投票率を引き上げていただくためにはですね、そういう方法も考える時期に来ているのではないかなと思いますが、どうなのか。もう時間がないから後言いますよ。

投票率を引き上げるためにはね、高田高校しかないんですけど、高田高校にも、期日前投票の設置を

3月5日

1日だけするという方法も考えられるのではないかと。

もう一点はですね、香々地の三浦の投票所が、これまでは三浦の出張所にあったんですけども、今は三浦の小学校に変わりましたわね。それで苦情があります。坂道になっているとか、最初の時は玄関から——去年の参議院選挙では、玄関のすぐの部屋だったけど、今度は奥の部屋になったとかね。ありますけど、その前のところだったならば、坂道もないし、慣れたところだったんですけども、前の場所に戻せないのかどうか。

その3つのことを一緒に答えてください。

○議長（阿部輝之君） 選挙管理委員会事務局長、古澤英彦君。

○選挙管理委員会・監査委員事務局長（古澤英彦君）
再質問にお答えいたします。

まず、介護タクシーについてですが、これは、全国的に見てみますと、投票所の再編、統廃合によって、新たな投票所までの距離が長くなったり、遠くなったりといった地域の方々に対して、投票の機会を確保するために、投票機能を持たせた移動式の車等で、その投票の機会の確保を図っている場合が多いようでございます。

本市においては、現在のところ、投票所の統廃合等を予定しておりませんので、移動式の投票所及び介護タクシー等の導入は考えておりません。

また、高田高校の期日前投票所の設置についてですが、高田高校への期日前投票所の設置について、まず、高校側との期日前投票所を設置する承諾がいただけるかの協議に加えて、期日前投票立会人となる人員の確保、期日前投票所として二重投票の防止対策ができる環境整備などが必要となります。

その上で、考えられる次の選挙となりますと、令和9年2月に予定される市議会議員選挙ですが、この時期は、高校はいわゆる仮卒に入っておりまして、3年生の有権者は登校していないため、期日前投票所を設置する効果は見込めません。また、同年4月の統一地方選挙では、18歳となる生徒はごく少数であると考えられるため、期日前投票所を設置する効果はないものと思われます。

期日前投票所の人員の確保や環境整備などの課題はありますが、今後の選挙に向けて、先の先行する自治体を参考に研究していきたいと思います。

また、三浦投票所の件であります、投票所を移動した理由としまして、夏の参議院選挙においては、

昨今の気温の上昇による熱中症対策で、冷暖房設備のある三浦小学校のほうへ投票所を移動させていただきました。

今後については、投票事務に従事する方、それから投票に見えられる方の、そういった環境を確保する上でも、今後の移動については考えておりません。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと10分ですので、7項目めの有害鳥獣被害防止対策については、被害状況については、資料をもらいましたので分かりましたので、答弁要りません。

今後対策をどうするかだけ、ほんの1分程度で答えてください。

○議長（阿部輝之君） 耕地林業課長、首藤賢司君。

○市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長（首藤賢司君） それでは、有害鳥獣被害防止対策についての質問にお答えします。

今後の被害防止対策についてというご質問ですが、この質問につきましては、これまでの防護と捕獲の両対策の実績を堅持しつつ、捕獲対策ではさらなる効率化を目指してまいります。

具体的には、現在、新たな試みとしてドローンを活用し、上空から生息状況を把握するとともに、捕獲時における対象の追跡に役立てるための検証を進めております。

併せて今後は、通信技術を活用したわなの監視システムなどの導入についても研究を進め、狩猟者の皆様の負担軽減と捕獲率の向上を図りながら、市民の皆様が安心して営農や生活を継続できるよう、より実効性の高い対策の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あとは、最後の質問で、防災対策ですが、大規模災害が発生した場合に、孤立集落になるおそれのあるところが、県の調査で、豊後高田では43か所ということが報道されていますが、この答弁は、新年度に対してですね、今年の4月から、この対策をどうしようとしているか簡潔に述べてください。

2つ目は、去年9月議会で取り上げた防火水槽の漏水対策の問題で、問題になっている長小野、見目、上真玉の施設整備について今後どうしようと考えているのか。やっぱり防災対策というのは、非常に地

域住民にとって大事な問題ですからね、こうするんだということを答えてください。

以上です。

○議長（阿部輝之君） 総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 孤立集落対策ですけども、2か年で、令和7年度と8年度の2か年で学習会をやっていこうということで計画しております。

孤立を引き起こす土砂災害を中心に、その特性や適切な避難のタイミングなどを住民の——該当する住民の皆さんにまず知ってもらうということが大事だろうということで、43集落全てにおいて学習会をやる計画を立てておりました。

前倒しでですね、毎週末実施してきました、休日など、皆様には貴重な時間を割いていただきまして、前倒しで、今年度で全部、一応学習会やるという計画であります。

今後はですね、該当する集落の皆様のご協力が大前提にはなりますが、孤立を想定した物資搬送などの実動訓練とか、市の補助金を活用していただいての避難路や避難所の整備についてのご意向なども聞き取って、そして、また皆様のご意向踏まえて整備を進めていこうというふうに考えてます。

また、市の全体的な防災意識の向上を図るための啓発活動にも引き続き取り組んでいこうというふうに思っております。

以上であります。

○議長（阿部輝之君） 消防長、山田幸茂君。

○消防長（山田幸茂君） 私のほうからは、防災対策のうち、防火水槽の漏水対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、見目、上真玉の防火水槽の漏水対策ですが、当該防火水槽については、前回調査からモニタリングを行い、水位の低下があまり見られないため、防火水槽に補水を行い、経過観察を行うこととし、経過観察中に漏水量が多いと思われる場合は、漏水補修工事を計画的に行うよう検討してまいります。

次に、長小野の防火水槽については、老朽化が著しく、漏水補修工事は困難であると思われるので、竹田川や周辺の防火水槽を代替の消防水利としながら、現在の設置場所から防火水槽の移転を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） それぞれ簡単な答弁ありが

とうございました。

1項目めの43地域の問題ですね、そういう災害がなければ一番安全なんですけれども、本当に分からない問題ですね。全県的には1,200か所ほどあるようですけどね。私は一つはね、この43か所の防災行動計画なるものが策定されて、今の学習会がやられているのか、まだ策定されていないのかどうかですね。訓練についても、そういう策定計画をつくれば、訓練はどういう形でやろうということになると思うんですね。その辺を聞く。

2つ目は、避難所の問題なんですよ。

避難所は大丈夫なのか、避難所に対する生活必需品の備品があるのかどうかですね。その辺、もう大丈夫なのかと。

その辺は説明できますかね。できればしてください。

○議長（阿部輝之君） 総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 計画でございますけども、皆様には、まずその計画といいますか、こういうことをやろうというのは我々で考えたものがあります。それに沿って実施しております。

一昨年にですね、香々地のほうの孤立想定集落を先行して、マニュアルをつくったんですね。その地区に限定したマニュアルをつくりまして、その地区の特徴であるとか、この避難路はこうであるとか、あと、そこにいらっしゃる人の中で、要支援——支援を要するような人とか、そういったものを網羅したものをですね、ちょっときめ細かなものをつくったんですけど、なかなかそれを全地区に一遍につくるのは大変だったんで、一つ一つ43集落につくっていくのは、これからの課題かなというふうに思っております。

内容はですね、携帯電話とかの通信手段が使えないという状況であっても、上空のドローンやヘリコプター、特にドローンとかですね。結構ドローンとかは、ヘリコプターに比べて結構汎用的にとか使えますので、消防とかも持ってますから、そういったものを利用する前提で、最低でも自分たちの居場所を、アナログですけども、知らせるためのサイン旗、そういったものを43集落全てに配置して、生きてるよとかいうようなものを生存の意思表示をできるようなものにしております。

今後そういった消防とも連携して、そういった訓練とかでも取り入れていこうかなというふうに考えております。

3月5日

あと避難所でありますけども、孤立集落——想定孤立集落を想定して、分散備蓄を令和7年度から進めております。令和8年度にも分散備蓄の——孤立集落用の分散備蓄の水とか、水はもちろん、主食、副食、あとは携帯トイレ、毛布、段ボールベッドですね、そういったものを分散して備蓄するように、計画をして進めているところであります。

以上であります。

○議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 最後の質問です。

今、市がやってきたことや、やろうとしていることはよく分かるんですけども、新たにですね、令和8年度については、予算上では、43の孤立想定集落ですね、これに対して、予算上で何かつけているものがあるんですかね。

何とか安心してですね、集落全体が暮らしてもらうようにしたいと思うんですけど、こういう形で、予算上でもこうなんで、こうやるんだということをちょっと示してもらえませんか。

○議長（阿部輝之君） 総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 当初予算のですね、主要事業一覧表のほうにも実は載せておりまして、その中の一部が、この孤立集落対策の備蓄品の購入予算を上げております。

具体的には、パンでありますとか、あと、カレーのセットでありますとか、飲料水、あと、携帯トイレ、あと、毛布、段ボールベッド、そういったものの備蓄を増やすような予算を計上しております。

以上であります。（○16番（大石忠昭君） 終わります）

○議長（阿部輝之君） ここでしばらく休憩いたします。

午後1時に再開いたします。

午前11時33分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（阿部輝之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、中尾 勉君の発言を許します。

5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、新政会、中尾 勉でございます。

通告に基づきまして、一般質問をいたします。今回は3項目5点について質問をいたします。

1番、1項目め、市職員の適正な配置及び職場環

境についてでございます。

1の①、職員全体及び定年延長の状況を踏まえた職員の採用計画について質問をいたします。

公務員の定年が2031年度までに65歳へ段階的に引き上げられます。採用計画は、定年退職者の減少による新規採用抑制と若手職員の確保という矛盾する課題、定年退職が生じない年であっても、新規採用者数を急激に減らさず、若年層の採用を維持しながら、60歳以上の経験者や職種ごとの年齢構成を平準化する必要があるというふうに思います。また、技術系の職員も含め、どのような採用計画を考えているのかお伺いをいたします。

次に、1の②といたしまして、時間外勤務の状況、削減取組について質問をいたします。

確かに、佐々木市長になってから、職員の帰宅時間は早くなっているように感じていますが、市民対応、受付業務のある職場については、対応に時間を取られ、通常勤務が時間外になってしまっている実情がございます。

また、災害時や今回のような突然の衆議院選挙の対応など、突発的な時間外も生じております。時間外勤務の削減の取組についてお伺いをいたします。

次に3点目、健康診断、ストレスチェックの実施状況についてでございます。

公務員のストレスチェックは、都道府県、指定都市では、ほぼ100%実施されている一方、市町村では実施率が半数以下のケースがあるなど、規模によってばらつきが見られます。

2023年度の公務員における高ストレス者率は約12.3%に推移しており、メンタルヘルス不調による長期病休者の増加が深刻な課題となっています。健康診断後の再検査等の対応、結果の集団分析に基づく職場改善等、職員のストレスチェックの結果についてお聞きをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（阿部輝之君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 市職員の適正な配置及び職場環境についてのうち、職員の採用計画及び時間外勤務についてお答えします。

職員の採用につきましては、年齢構成に大きな隔たりが生じないよう、定年退職者がいない年においても、新規採用を行ってまいりたいと考えております。また、定年引上げへの対応を踏まえ、将来の定年退職者分に応じた採用をある程度前倒しするなど、計画的かつ積極的な採用を行っております。

今後も本市の最重点課題である人口減少対策にスピード感を持って取り組んでいくためには、職員の力が必要不可欠でありますので、職員の適材適所を見極め、適正な配置が必要であると考えております。

次に、時間外勤務につきましては、私は、就任当初から働き方改革として、18時までには帰るということを基本とし、どうしても残業しなければならない場合には、きちんとその分の手当を支給するという方針を示してまいりました。

その結果、私が就任する前と比較すると大幅に改善されております。今後も引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や健康管理の観点からも、事務事業の効率化を図るとともに、より一層、超過勤務の縮減に取り組んでまいります。

その他の質問については、担当課長に答弁させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（阿部輝之君） 総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 市職員の適正な配置及び職場環境について、まず、職員の採用についてお答えをいたします。

来年度の新規採用予定者につきましては、事務職7、保健師2、幼稚園教諭1、消防職2の計12名でございます。

今年度、早期退職者6名出まして、その6名に対しまして、先ほど申し上げた新規採用者が12名となりまして、若干増員する計画でございます。

なお、今年度の技術職の採用試験では、土木技術職1、農業技術職1の合計2名の合格者がありましたが、それぞれ辞退の申出がありまして、採用に至りませんでした。

技術系などの専門職については、募集をしても、なかなか応募がないといった状況が、本市だけではなく、全国的にもあるようでございます。今後も引き続き、採用試験、実施方法等について検討を行い、新規採用者の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、時間外勤務の状況、削減の取組についてお答えをいたします。

令和6年度の状況を見ますと、時間外勤務の時間数は、職員1人当たり月平均8.4時間となっており、ここ5年間の状況では、月平均8から9時間弱で推移しております。一方、パソコンの稼働時間を18時以降でちょっと集計しておるんですけども、職員1人当たり月平均8.1時間となっておりまして、市長就任前では月平均18.6時間でしたので、半分以下になっ

ております。

これは、先ほど市長が答弁されましたが、市長の考えの下、職員がそれぞれの立場で働き方改革を行っている結果であるというふうに考えております。

また、窓口業務がある職場にあつては、国の財源を活用し、職員を増員して対応しており、各所属長の下、特定の職員に負担が著しく偏ることのないよう対応しているところでございます。

次に、健康診断及びストレスチェックの実施状況についてお答えをいたします。

健康診断につきましては、令和6年度の結果を見ますと、4割を超える職員が何らかの項目で精密検査が必要となっております。ここ数年の要精密者の推移は、概ね同水準であり、依然高い水準にあると言えます。今後も引き続き、再検査の受診勧奨を徹底し、重症化しないよう早期発見・早期治療を進めてまいりたいと考えております。

次に、ストレスチェックですが、ここ5年間の結果を見ますと、全体の約8%から11%の職員が高ストレス者となっているようであります。

その結果で、高ストレスと判定された職員には、市の保健師である衛生管理者というのがあるんですが、衛生管理者が関わり、必要に応じて産業医の面談も受けられるようにしております。そのほかにも、外部の相談窓口を案内するとともに、希望があれば、臨床心理士への相談もできる体制を整えております。

また、ストレスチェックの集団分析結果により、職場改善の必要性も把握できますので、今後も分析結果を注視し、安全衛生委員会——労働組合も参加していただいておりますが、安全衛生委員会での議論やメンタルヘルス研修なども引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、メンタル不調による長期休職者は、現在、数名いますが、本人や主治医との面談を行い、復職前には、主治医の所見に基づき、試し出勤などを実施し、復職へのサポートを行っております。

今後も引き続き、職員が健康的に仕事できるよう、職場環境づくりにも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

再質問ではありませんけれども、昨年が3名の採用だったというふうに記憶いたしております。それか

3月5日

ら比べると、今年が12名ということで、消防も含めてでございますけど、非常にありがたいなというふうに思っています。

この技術職の分は、全国的に民間に流れるせいかもしれませんけどもね、やはりなかなか難しいのかなというふうに思っています。

先ほど、市長のほうから積極的に時間外を減らすというようなご答弁がありました。本当に、市長になってからですね、やはりもう、10時間ぐらい時間外が減っているということでもありますので、職員のストレスもかなり改善できているのかなというふうに思います。

また引き続きですね、市民サービスが低下しないように、計画的な職員の配置をお願いをして、次の質問に行きます。

2項目め、教職員の働き方改革についてでございます。

2の①として、志願者の減少する小学校教員採用試験の辞退率が7割に達する地域——これは高知県ですけれども、教員志望者自体が減少している。その対策についてお伺いをいたします。

この事例については、少し特殊なものと考えていますけれども、教職員の志願者減少、教員不足は長時間労働、精神的な負担、待遇への不満が主な原因だというふうに思っています。大分県においては、2008年に広域的な人事配置の許可ということで、広域異動の地域区分が10年間に3地域以上、これは、2023年に見直しをされ、10年に2地域となりましたが、教職員にとっては大変なストレスというふうに私は思っております。

また、先月の大分合同新聞には、教員採用に推薦枠を導入という報道がありました。県教委のほうもいろんな対策を考えているというふうに思いますけれども、全体的にどのような対策を考えているのかお伺いをいたします。

次に、2の②、業務管理・健康確保措置実施計画について、これはネットで検索しますと、長時間労働の是正と教職員のメンタルヘルスを含み、心身の健康維持を目標としているというふうなものが出てきます。また、学校現場の働き方改革の柱というふうなことも書いております。実際にはどのような実施計画なのかお伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（阿部輝之君） 学校教育課長、上家誠夫君。
○学校教育課長（上家誠夫君） それでは、中尾議

員の教職員の働き方改革についてのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の質問であります。議員ご案内のとおり、教職員の志願者数の減少や採用辞退の増加については、全国的な課題であり、大分県においても同様の状況となっております。

そのような状況下において、先月18日の報道にもありましたように、大分県教育委員会では、来年度実施される大分県教員採用試験について、選考制度の大幅な見直しを行うことにしています。

具体的には、学業成績が優秀な学生を早期に確保するための大学等推薦制度の導入、地域や現場のニーズへの対応が期待される学生を確保するため、小学校教諭地域枠特別選考の新設、県内で臨時講師及び非常勤講師として勤務した現場経験を持つ人材を積極的に評価する一次試験免除制度の拡充を行い、多様な人材が受験しやすい仕組みづくりが進められています。

しかしながら、この入試制度の見直しだけでは、この問題は根本的な解決にはつながりません。長時間労働や業務負担の増大、精神的な負担等、学校現場の課題は多くあります。教育委員会といたしましても、学校現場の声に耳を傾けて、これらの問題を早期に改善を図っていくことが何よりも重要だと考えています。

そのために、2つ目の質問にもあります教職員の業務管理・健康確保措置実施計画を今後速やかに作成し、その計画に基づいて取組を徹底し、より一層の教職員の働き方改革を進めてまいります。教師という職がより魅力ある職業となり、持続可能な志願者の確保に努めてまいります。

次に、2つ目の教職員の業務管理・健康確保措置実施計画の策定状況についての質問でございますが、この計画は、議員ご案内のとおり、教職員の過重労働の防止と健康保持の増進を図り、教職員が継続的に職務を遂行できる環境を確保することを目的に、業務負担や健康状態を組織的かつ計画的に管理する体制をつくるための教職員の働き方改革についての実施計画であります。

本市においては、この計画の策定に向け、現場の声を聞きながら、現状の把握や課題の整理などを行い、課題解決に向けた目標設定や実施方針のほか、具体的施策について、今後、学校関係者を含めた策定委員会を立ち上げ、令和8年度中の策定を目指し、協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 分りやすい答弁ありがとうございます。

今の先生方は、1つじゃなくて、2つ、3つとやっぱし採用試験を受けているんじゃないかなと思うんですね。辞退をされる、やっぱし自分に合った環境のいいところを選んでくるのかなというふうに思っています。

今回、大分県も大きな改革をするということでありまして、そこら辺、県教委のほうに働きかけをお願いしたいというふうに思います。

2の②につきましては、ちょっと再質問をさせていただきます。

現場の声を聞きながら、現状の把握や課題の整理を行うというふうなことなんですけれども、実際に教職員の、今、勤務時間、実態はどういうふうになっているのかなというのが1点。

それから、私が思うのに、管理職、特に教頭先生の負担が大きいのではないかなというふうに思っています。というのも、朝一番に来て最後に帰る、施錠して帰るという。病休や産休が出れば、クラス担任になったりもするというふうな激務じゃないかなというふうに思います。

そういった意味で、月当たりどれくらいの時間外になっているのか、分かる範囲でお伺いをしたいというふうに、お願いいたします。

○議長（阿部輝之君） 学校教育課長、上家誠夫君。

○学校教育課長（上家誠夫君） それでは、中尾議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、本市の教職員の勤務時間の実態であります。学校ごとの月当たりの平均時間外在校時間と、教職員一人一人の月当たり45時間以上の勤務についてお答えさせていただきます。

まず、月当たりの平均時間外在校時間についてですが、年度始めの4月が最も多くなっております。小中学校ともに30時間を超えております。そのほかの月につきましては、現状30時間は超えていないという状況になっております。

次に、月当たり45時間以上の勤務については、これも4月が最も多い人数となっており、令和7年度の4月につきましては14名が該当しております。そのほかの月におきましても、毎月数名ずつやはり45時間超えがいるというのが現状でございます。

職種別ですが、先ほど議員からありましたように、

やっぱり教頭職の割合というものは全体的に高いです。そのほかの職員につきましてもですね、計画的に通常の業務をやっているのですが、やはり突発的に起こる児童生徒対応だったり、保護者対応というところで、様々な突発的なものがあるということによって、月によって勤務時間は変動しているという、今、現状でございます。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 教職員の時間外、30時間から40時間ということでありまして。やはり市の職員と比べるとかなり多いかなというふうに思っています。

やはり、先ほども答弁の中ありましたが、教師という職がですね、やはり魅力ある職業だ、ここを強調してですね、やはり先生方が辞退をしないような対策、それから、受験日を変えるなど、今、選択肢が多いもんですからね。辞退——せっかく通ったのに、大分を辞退するというこんな実情があるもんですから、やはりそこら辺をまた県教委のほうにまた働きかけをお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

3項目めでございます。渇水による上水道への影響について。

3の①として、上水道の渇水対策について、本市の上水道事業につきましては、水源の全てを地下水で賄っております。昨年から記録的な少雨により深刻な地域もあると、マスコミ等で報道されております。

地下水は、地面に染み込んだ雨水などが、地中の隙間——帯水層といいますけども、それを満たし、地表水よりもはるかに遅い速度で進むというふうに言われています。1日に数十センチから数メートル程度というふうに、本などには書いております。今、実際に飲んでいる水道水は、何十年も前の雨水かもしれないということになります。

この記録的な少雨による本市の水道事業に影響が即座に出るというふうには思っておりませんが、水道事業としての渇水対策についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（阿部輝之君） 上下水道課長、近藤 毅君。

○上下水道課長（近藤 毅君） それでは、中尾議員の渇水による上水道への影響対策、渇水対策についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、昨年の秋から西日本を中

3月5日

心に中部、関東地方でも記録的少雨による深刻な渇水、水不足が発生しており、ダムの水を水道に使っている地域では、取水制限や減圧給水を実施しているとの報道がなされております。

2月末から3月にまとまった雨が降りましたが、ダムの貯水率があまり回復していないところもあり、厳しい状況と認識をしております。

本市の水道では、議員おっしゃったように、水源が地下水でありますので、今回は給水制限や節水をお願いするような状況にはなりませんでしたが、近年の異常気象により、昨年もありましたが、夏場に雨が降らず、節水の協力をお願いした状況もありますし、今後も、このような雨が少ない状況が続くことも懸念されます。

また、人口増施策により、給水区域内の住宅の建設の増加と合わせ、水道の新規加入も増えておりますので、本年度から新たな水源の整備事業を実施しております。現在、市内の美和の下野部地区において、取水の掘削工事を計画しているところであります。

今後の工程としましては、掘削工事により水源が確保できましたら、水量等を調べる揚水試験及び水質試験を行い、水道水として利用可能な水であることの確認が取れましたら、その後、取水ポンプの設置、電気設備、導水管の布設等の工事を実施していく予定であります。

引き続き、水道の安定供給を図るため、努力してまいります。

以上であります。

○議長（阿部輝之君） 5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 渇水対策については、計画をしているというところでございます。水道の新たな水源を探すというのは非常に難しくてですね、その水が飲める、本当にいい水が出るのか、どれくらい出るのかというのは、なかなか判断がしにくいところもありますし、実績のあるところで、美和地区というふうなところでありますので、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、井戸を掘ったとしても、すぐ使えるわけじゃありませんし、国の認可も要りますし、少なくとも500トンから600トン1本出るような井戸をやはり見つけて、水は余るぐらいないと安心できませんので、そこら辺ずっと努力をね、水を探すという努力を引き続きお願いをして質問を終わります。

○議長（阿部輝之君） 一般質問を続けます。

4番、毛利洋子君の発言を許します。

4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） 皆さん、こんにちは。議席番号4番、公明党の毛利洋子でございます。

今回は、市民の皆様からの声を届けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点の質問をさせていただきます。

1点目、起業支援補助制度の年齢要件の見直しについて伺います。

私たちの若い頃は、会社に就職したら定年までその会社で頑張るというスタイルが定着していました。しかし、現在においては、様々なことにチャレンジできる社会に変わっております。自分の可能性に挑戦したいと考える方が年齢を問わずたくさんおられます。本市の起業支援制度は、若者のチャレンジを後押しするという点で大変意義のある制度であります。本市では、そういった起業する方を支援するため、45歳以下の方を対象とした起業チャレンジ若者支援事業補助制度を実施しています。

今回、質問させてもらいたいのは、若者向けの補助は、なぜ45歳以下としているのか。

若者への支援は、当然私も賛成であり応援いたしますが、シニア世代でも、意欲の高い方はおり、50歳代、60歳代はまだまだ元気です。そして、少子高齢化が見られる本市では、シニア世代を含めた中で、起業支援するべきだと思いますが、起業支援制度の年齢要件を50歳や55歳まで引上げ、本市の地域性と市民の日常に即した制度へと改善はできないでしょうか。伺います。

○議長（阿部輝之君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 議員のご質問のありました企業支援補助制度についての質問にお答えいたします。

ご質問のありました起業チャレンジ若者支援事業補助金につきましては、若者の市内での起業支援をすることによりまして、地域の新たな需要を掘り起こし、地域における雇用の創出を促すことで、地域経済の活性化及び定住の促進を図ることを目的に制度化をしているものでございます。

本制度は、45歳以下の若者で、市内で起業をする新規創業者を補助対象としておりまして、本年度を含む直近3か年の実績では、計9件を採択をし、昭和の町などにおける新規創業を支援してまいりました。

ご質問のありました年齢要件についてでございますが、地場企業等の経営支援や地域経済の活性化を

通じ、本市経済と事業者の発展を主な役割とする豊後高田商工会議所及び西国東商工会の青年部会の年齢区分が45歳以下であることから、それに合わせて、本制度の対象も45歳以下としております。

両団体の青年部会の数が年々減少傾向にある中で、今後将来にわたって持続的に地域経済の活性化を図っていくために、青年部会員数の増に資する支援制度としても位置づけ、政策的に年齢要件を設定しているものでございます。

また、国や県におきましても、各種創業支援制度がございます。相談内容に応じまして、本市の支援制度を推奨したり、大分県、そして、国の支援制度の相談窓口となっている商工会議所、商工会につながるなど、関係機関と連携をして重層的な企業支援に取り組んでいるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿部輝之君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） 再質問をいたします。

詳しく説明をしていただきありがとうございます。

本市の経済と事業者の発展を主な役割とする豊後高田商工会議所及び西国東商工会の年齢区分に合わせるという理由であれば、事業内容、地域貢献度など、より政策目的に沿った基準を検討すべきではないでしょうか。

本市の起業支援制度の目的は、新しい事業を生み出す、地域経済を活性化する、移住・定住を促進する、多様な働き方を与える、このような地域全体の経済政策です。対象は全年齢であり、本来、挑戦したい人全てが対象になります。本市の総合計画の中で、多様な働き方、生涯活躍のまちづくりとあります。年齢制限を設けた制度は基本理念に反しないでしょうか。今後、多様な世代に開く考え、また、見直しの検討はないでしょうか。

○議長（阿部輝之君） 商工観光課長、井上重信君。

○商工観光課長（井上重信君） 毛利議員の再質問にお答えをいたします。

補助対象について、政策目的を基準にすべきではないのかという再質問でございますけれども、年齢の条件は、前提とはしておりますけれども、当然、事業内容を精査、確認をして、その申請事業がですね、地域経済の活性化に、政策目的に、実現に寄与できるかどうかというところはですね、また専門機関とも審査会を設けまして、審査をしていくということとしております。

また、年齢区分につきましてですね、やはり今回

この支援制度というのは、市の単独予算で予算計上をしております、やはり限られた予算の中で重点化を図っていくという政策的な側面もございます。地域の担い手の育成や若者の市外の流出を防止する、抑制をする、また、将来的な地域雇用の土台づくりなどをうたうということを勘案をいたしまして、年齢区分というものを設定しているものでございます。

ただ、45歳を超える方の——挑戦したい人の支援をしないのかということではなくてですね、国や県におきましても、先ほどご答弁申し上げたように、年齢要件を定めていない創業支援制度もございますので、相談内容に応じまして、丁寧に国や県の支援制度についても、市からご案内をしていきたいというふうに思っております。

市、そして国・県のこういった支援制度、総合的にご案内し、活用していただくことで、多様な世代の幅広い起業支援を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） よく分かりました。しかし、全国的にも、起業支援制度では、年齢制限をなしにしているところが、今も各自治体も増えておりますので、今後ですね、本市でも独自の地域に適応した対応策をまたお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。

森林環境譲与税の活用についてお伺いします。

本市は豊かな自然に囲まれ、森林が地域の約7割を占め、地域の暮らしを支え、景観を形づくり、水源を守り、災害を防ぐ多面的な役割を果たしてきました。

しかし、近年、林業従事者の減少や森林所有者の高齢化により、適切な管理が行き届かない森林が増えつつあります。こうした全国的な課題に対応するため創設されたのが森林環境譲与税で、本市においても将来、次世代に森林を引き継ぐための重要な財源となっております。

そこで今回、本市の森林の現状を踏まえ、森林環境譲与税の活用状況と今後の方向性についてお伺いします。

1点目、活用状況について。

森林環境譲与税が各自治体に配分されていると思いますが、制度の概要と本市での活用状況をお願いします。

3月5日

2点目、森林資源を生かした産業振興について。

森林環境譲与税により整備された森林や育った木材を資源として活用するためには、ある程度の計画や方針が必要だと思います。例えば公共施設を整備する場合には、地元木材を活用する、また、建物を新設する場合には、木造で整備したり、鉄筋建築でも見えるところに木材を使う木質化を優先することなどが考えられると思います。市の見解をお伺いします。

3点目、森林を生かした観光、教育の取組についてお伺いします。

森林セラピー、森林セラピーロード導入整備は、観光資源だけでなく、持続可能な地域づくりのためのインフラとして活用できることが期待されています。また、木工ワークショップ等の森林体験、子どもの自然教育など、これらを活用した新たな取組の考えはないでしょうか。

4点目と5点目は一緒にお聞きます。

市内の林道での改善が求められている補修すべき場所、林道改善整備への森林環境譲与税の活用方針について。

将来的に林道の補修等の改善が必要となった場合、この森林環境譲与税を林道改善整備に活用できないかと思いますが、お伺いします。

○議長(阿部輝之君) 耕地林業課長、首藤賢司君。

○市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長(首藤賢司君) それでは、森林環境譲与税の活用についてお答えします。

初めに、制度の概要についてであります。

森林環境譲与税は、森林の持つ温室効果ガス吸収や災害防止といった公益的機能を維持するため、令和元年度より配分が開始されました。令和6年度からは、個人の住民税に上乗せして徴収される国税、森林環境税が財源の柱となっております。本市においても、この貴重な財源を、森林を守り、生かし、次世代へつなぐ施策へ有効に活用しているところでございます。

次に、本市における活用状況についてでございますが、令和6年度の実績を申し上げます。

年間の配分額2,186万3,000円に対し、事業への充当額は合計で約1,558万円となりました。主な内容は、再造林事業への補助や未整備森林の現況調査、木材搬出のための作業道整備などの森林環境整備のほか、森林組合への支援を通じた担い手育成や観光拠点施設への備品導入を図る木材利用促進であります。

残る627万5,000円は、今後本格化する未整備森林の解消対策や、建設中の長崎鼻コテージ、香々地区道の駅といった観光拠点施設における県産材等を使用した木製品を導入するための財源として基金に積立て、将来を見据えた計画的な運用に努めております。

次に、森林資源を生かした産業振興についてであります。

議員ご提案の公共施設整備における地元木材活用の基準や木造化・木質化の優先につきましては、本市としても木材利用の促進が地域経済の活性化につながる重要な視点であると認識しております。本市では、令和5年度より多くの市民や観光客が利用する施設において、県産材や国産材を使用した椅子、ベンチ、陳列台等の備品導入を順次進めてまいりました。

地元材の活用については、市内に木材市場等の流通基盤がないため、現時点では困難な状況にありますが、まずは、県産材を主軸として積極的に活用し、施設の木質化を通じて、観光振興と地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

観光教育の取組についてであります。

議員ご指摘のとおり、森林の価値を次世代につなぐことは極めて重要な施策であります。これまで西叡山森林公園の整備実績に加え、今後は森林の持つ癒やしの力を活用した森林セラピーの場づくりや農家民泊と連携した体験プログラムの作成を検討してまいります。

また、木工ワークショップ等の林業体験につきましても、次世代を担う子どもたちはもちろんのこと、市民の皆様や観光客など、幅広い世代の方々が木のぬくもりに触れ楽しみながら学べる機会として、地域の森づくりに携わる方々と連携しながら、その内容を充実させてまいります。

最後に、林道整備への活用方針についてであります。

林道の修繕については、日々様々な要望をいただいております。現場の状況を把握しているところでございます。本税の活用にあたっては、国の指針により、森林整備や木材搬出に直接寄与することが要件となっております。現在のところ、当該要件に合致する具体的な要望箇所はございませんが、本税は、路面整備や土砂撤去などの修繕に活用できる重要な財源であります。

今後、要望内容が本税の趣旨に合致する場合には、

本税を財源として活用し、機動的な対応を図ることで、安全で機能的な林道インフラの確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） 再質問をいたします。

5点目なんですが、4点目というか、豊後高田市に今住んでいてよく聞く言葉が、皆さんから、今は山を持ってもお金にならない。管理が負担となっているという声を多く耳にします。

本市での林業の活性化をぜひ図っていただき、森林所有者が持っていてよかったと思える仕組みをつくること、森林環境譲与税の目的等ではないでしょうか。他県自治体でも収益化する仕組み等をいろいろなことをされているようであります。どうか、本市としても様々な取組を、今後積極的に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部輝之君） 耕地林業課長、首藤賢司君。

○市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長（首藤賢司君） 議員ご指摘の山を持ってもお金にならないという切実な声は、本市としても重く受け止めております。林業を魅力ある産業として再生し、市民の皆様の所得向上や地域経済の活性化へつなげていくことは、本市の重要課題の一つであるというふうに認識しております。

その基盤となる林道の整備についてであります、林道は適切な間伐や木材の搬出を効率化するために必要不可欠なインフラであります。林道が適切に維持管理されることは、森林の価値を高め、ひいては所有者の方々の意欲向上や林業経営の安定化にも直結するものと考えております。

森林環境譲与税の活用方法につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、本税は森林整備を直接の目的としております。今後は、具体的な森林整備計画や木材搬出のニーズがある路線において、路面の補修、土砂撤去などの必要性が生じた場合には、本税を積極的に活用し、機動的かつ着実な整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、県外のほうではですね、例えば宮崎県の日南市、あるいは熊本県の小国町、そういったところでは、先進事例としてカーボンクレジット、あるいはバイオマス事業、そういった事業の取組を行っているようでございます。私どもも、そういった先進事例を見習って、少しでも早く林業が、この環境譲与税を使って活性化していくような取組につなげ

ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部輝之君） 4番、毛利洋子君。

○4番（毛利洋子君） 今回、森林環境譲与税のこの資料を出していただき、本当に私も全く分からない中でしたが、住民の方から言われ、分かりやすい、こういう資料を出していただきました。大変勉強になりました。

いろんな面で、耕地林業課の皆さんには、何かあったらすぐ市民のほうから声を上げて整備していただき、本当にすぐ対応していただき、感謝しております。これからもしっかり皆さんの声を届けていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（阿部輝之君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から3月17日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、3月18日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は、3月13日予算審査特別委員会終了後、直ちに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れでした。

午後1時53分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 阿 部 輝 之

豊後高田市議会議員 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 大 石 忠 昭